

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの透明性と公正性の向上を継続して図り、すべてのステークホルダーとの信頼関係を強化することが重要と考え、取締役会においてコーポレート・ガバナンス方針を定め、統治組織の全体像および統治の仕組みを明らかにしています。

以下は、コーポレート・ガバナンス方針の概要です。

1. 統治組織の全体像

当社は、監査役会設置会社とし、重要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会と、取締役会から独立した監査役および監査役会により、監督・牽制機能の実効性の維持・向上に努めます。

また、執行役員制度を採用し、迅速な意思決定と権限・責任の明確化を図るとともに、共同CEO(最高経営責任者)体制によりグループの連携強化を図ります。

取締役会はグループ経営の基本方針およびその根幹となる内部統制システム構築に関する基本方針を策定し、これにより、当社およびグループ内会社の透明性の高い統治体制を構築します。

また、取締役会の諮問機関として、委員長および委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会および資産運用委員会を設置します。

2. 取締役および取締役会

(1) 取締役および取締役会の役割

取締役会は、法令で定められた責務を履行するほか、経営に関する重要項目を決定するとともに、業務執行の状況に対して、監督機能を発揮します。また、原則毎月開催し、適正人数で迅速に意思決定を行うよう運営します。

取締役は、これらの重要課題に関する知識の研鑽および経験の蓄積を通じて、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行していきます。

(2) 取締役の員数、構成および任期

取締役の員数は、迅速かつ適切な意思決定の実施および取締役会が負う責務の範囲を勘案して、定款で定める15名以内とします。社外取締役は、経営者など豊富な経験および幅広い見識を有する者とし、企業法務、消費者対応、海外事業展開などの観点に社外の目を導入します。

取締役の任期は、その各事業年度の経営に対する責任を明らかにするために、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

3. 監査役および監査役会

(1) 監査役および監査役会の役割

監査役は、法令が求める責務を履行するほか、顧客保護の重要性をふまえて業務運営の適法性および適切性に関する監査を実施します。

監査役会は、上述の監査の実効性をもって実施されるよう監査方針、監査計画等を決定します。

(2) 監査役の員数、構成および任期

監査役の員数は、会計監査および業務監査の実効性の確保を勘案して、定款で定める7名以内とし、このうち半数以上を、法令に従い社外監査役として選任します。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

4. 指名・報酬委員会

(1) 委員会の設置

役員の選任および処遇の透明性を確保するために、指名・報酬委員会を設置します。

指名・報酬委員会は、役員の選任方針および選任基準を定め、候補者案を決定するとともに、役員の評価ならびに報酬体系および報酬について取締役会に勧告するほか、損保ジャパンおよび日本興亜損保の役員の選任ならびに処遇についても関与します。

(2) 委員の構成および選任

委員会は、取締役の中から、5名以内の委員で構成し、委員の独立性および中立性を確保するために、委員の過半数は社外取締役から選任します。また、委員長は社外取締役である委員の中から互選で選任します。

5. 資産運用委員会

(1) 委員会の設置

グループの資産運用力を向上させることを目的として、資産運用委員会を設置します。

資産運用委員会は、グループ資産運用方針の策定および資産運用状況の評価等に関与します。

(2) 委員の構成および選任

委員会は、取締役の中から、5名以内の委員で構成し、委員の独立性および中立性を確保するために、委員の過半数は社外取締役から選任します。また、委員長は社外取締役である委員の中から互選で選任します。

6. 役員報酬体系

社内取締役および執行役員に対する報酬は、株主価値と連動し、業績向上の貢献をより求める体系とすべく、基本報酬、業績連動報酬および株式報酬型ストックオプションにより構成します。

社外取締役および監査役に対する報酬は、基本報酬により構成します。

当社は、別に役員報酬決定方針を制定し、報酬決定過程の透明性・客観性を高めます。

なお、損保ジャパンおよび日本興亜損保においても、同様の役員報酬体系を原則として採用するものとします。

7. 情報開示

当社は、適時・適切・公平に正確な情報を提供し、説明責任を果たします。また、必要な情報を正確・迅速に提供するために社内規程などの開示体制を整備します。

8. グループ内会社管理方針

当社は、グループ全体の事業を統括し、各事業の有機的連携を図ることにより、グループ全体の企業価値の向上を図ります。そのために、当社は、社内規程の制定などの体制を整備して、グループ内会社の経営管理を適切に行います。

当社は、グループ共通の経営ビジョン・基本方針を策定しグループ内会社に周知するほか、モニタリング等を通じて適切な経営管理を実施します。また、リスク管理態勢、法令等遵守態勢、利益相反管理態勢、顧客情報管理態勢、内部監査態勢などを適切に整備し、グループ内会社の内部統制の実効性を確保します。

グループ内会社は、グループの基本方針等に基づいて、各社の基本方針および経営計画を策定するものとします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	90,109,317	5.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	65,751,100	3.96
LONGLEAF PARTNERS FUND(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	57,330,000	3.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	52,053,000	3.13
第一生命保険株式会社	40,908,000	2.46
NKSJホールディングス従業員持株会	36,670,245	2.21
株式会社みずほコーポレート銀行	34,052,472	2.05
日本通運株式会社	32,004,886	1.93
MELLON BANK, N.A. TREATY CLIENT OMNIBUS(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	22,630,706	1.36
明治安田生命保険相互会社	22,503,600	1.35

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	保険業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1兆円以上
親会社	なし
連結子会社数	10社以上50社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情更新

上記 2. 資本構成の【大株主の状況】は、平成22年6月30日現在の株主名簿に基づき、記載しています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
弦間 明	他の会社の出身者				○				○	
勝俣 恒久	他の会社の出身者				○	○			○	
朝香 聖一	他の会社の出身者				○	○			○	
藤田 純孝	他の会社の出身者				○				○	
川端 和治	弁護士								○	
ジョージ・オルコット	学者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
弦間 明	独立役員、(元)株式会社資生堂代表取締役執行役員会長	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことが期待できるため。 なお、現在・最近または過去において、親会社または兄弟会社の業務執行者等、当社と主要な取引先の関係にある者またはその業務執行者等、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている専門家、当社の主要株主、これらの者の近親者等に該当しません。
勝俣 恒久	独立役員、東京電力株式会社取締役会長	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことが期待できるため。 なお、現在・最近または過去において、親会社または兄弟会社の業務執行者等、当社と主要な取引先の関係にある者またはその業務執行者等、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている専門家、当社の主要株主、これらの者の近親者等に該当しません。
朝香 聖一	独立役員、日本精工株式会社取締役会長	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことが期待できるため。 なお、現在・最近または過去において、親会社または兄弟会社の業務執行者等、当社と主要な取引先の関係にある者またはその業務執行者等、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている専門家、当社の主要株主、これらの者の近親者等に該当しません。
藤田 純孝	独立役員、(元)伊藤忠商事株式会社取締役副会長	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことが期待できるため。 なお、現在・最近または過去において、親会社または兄弟会社の業務執行者等、当社と主要な取引先の関係にある者またはその業務執行者等、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている専門家、当社の主要株主、これらの者の近親者等に該当しません。

川端 和治	独立役員、弁護士	弁護士としての専門的な知識・経験等に鑑み、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため。 なお、現在・最近または過去において、親会社または兄弟会社の業務執行者等、当社と主要な取引先の関係にある者またはその業務執行者等、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている専門家、当社の主要株主、これらの者の近親者等に該当しません。
ジョージ・オルコット	独立役員、ケンブリッジ大学ジャッジ経営大学院シニア・フェロー、日本板硝子株式会社取締役	学識経験者および経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことが期待できるため。 なお、現在・最近または過去において、親会社または兄弟会社の業務執行者等、当社と主要な取引先の関係にある者またはその業務執行者等、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている専門家、当社の主要株主、これらの者の近親者等に該当しません。

その他社外取締役の主な活動に関する事項 **更新**

当社は新設会社であるため、直前事業年度の出席状況、発言状況などは記載しておりません。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	5名

監査役と会計監査人の連携状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
なお、金融商品取引法に基づく監査は、新日本有限責任監査法人に委嘱しています。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
なお、内部監査部門として内部監査部を設置し、当社の内部監査、当社グループの内部監査態勢の整備および内部統制の有効性評価に関する業務を行います。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
増田 宏一	公認会計士				○				○	
保田 眞紀子	弁護士				○				○	
西川 元啓	他の会社の出身者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) **更新**

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
増田 宏一	独立役員、公認会計士	公認会計士としての専門的な知識・経験等に鑑み、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため。 なお、現在・最近または過去において、親会社または兄弟会社の業務執行者等、当社と主要な取引先の関係にある者またはその業務執行者等、当社から役員報酬以外

		に多額の金銭その他の財産を得ている専門家、当社の主要株主、当社または子会社の非業務執行取締役等、これらの者の近親者等に該当しません。
保田 真紀子	独立役員、弁護士・弁理士	弁護士としての専門的な知識・経験等に鑑み、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため。 なお、現在・最近または過去において、親会社または兄弟会社の業務執行者等、当社と主要な取引先のある者またはその業務執行者等、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている専門家、当社の主要株主、当社または子会社の非業務執行取締役等、これらの者の近親者等に該当しません。
西川 元啓	独立役員、(元)新日本製鐵株式会社常務取締役	豊富な経営者経験および幅広い見識を当社の監査に反映していただくため。 なお、現在・最近または過去において、親会社または兄弟会社の業務執行者等、当社と主要な取引先のある者またはその業務執行者等、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている専門家、当社の主要株主、当社または子会社の非業務執行取締役等、これらの者の近親者等に該当しません。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

当社は新設会社であるため、直前事業年度の出席状況、発言状況などは記載しておりません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

社内取締役の報酬は、月例報酬・業績連動報酬(会社業績および個人業績)・株式報酬型ストックオプションで構成されます。業績連動報酬のうち、会社業績の判断は修正連結利益、1株当たり純資産などの経営指標に、個人業績の判断は役員業績評価結果に基づいて行います。社外取締役の報酬は月例報酬のみです。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、子会社の取締役、執行役、監査役、その他

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社、株式会社損害保険ジャパンならびに日本興亜損害保険株式会社(株式会社損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険株式会社を以下「主要子会社」といいます。)の社内取締役および執行役員に対する報酬等について、当社株価変動のメリットとデメリットを株主の皆さまと共有することにより、株価上昇および業績向上への貢献意欲を高めること等を目的として、ストックオプションを割り当てることとしています。

【取締役報酬関係】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において、社内取締役・社外取締役・社内監査役・社外監査役のそれぞれの報酬等の総額を開示する予定です。なお、当社設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの当社の取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの額は年額4億円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)、株式報酬型ストックオプションとして支給するものの額は年額1億円以内、監査役の報酬等の額は年額1億1,000万円以内とします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は法務部が、社外監査役は監査役室が補佐する体制としています。

なお、取締役会開催にあたっては、取締役会事務局の法務部が、社外取締役および社外監査役に事前説明を行う体制としています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

□現在の体制の概要および現在の体制を採用している理由

当社は、主要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会から独立した監査役および監査役会により監督・牽制の実効性の維持・向上に努めるべく、監査役会設置会社としています。

<1>取締役会

・取締役会は、迅速かつ適切な意思決定の実施および取締役会が負う責務の範囲を勘案し、取締役の員数を定款で定める15名以内とし、社外取締役を中心とした取締役会としています。当社および当社グループの経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役および執行役員の職務の遂行を監督しています。

・社外取締役には、経営者または学識経験者や専門家としての豊富な経験および幅広い見識を有する者を招聘しています。企業法務、消費者対

応、海外事業展開などの観点に有益な意見をいただくことを期待しています。

<2> 監査役および監査役会

・監査役は、会社法が求める責務の履行のほか、業務運営の適法性および適切性に関する監査を実施します。また、監査役会は、上述の監査が実効性をもって実施されるよう、監査方針、監査計画等を決定することとし、監査役の員数を定款で定める7名以内、うち半数以上を社外監査役として選任しています。各監査役は、監査役会で定められた監査の方針・計画等に従い取締役会その他の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、社内各部の監査、子会社の調査等により、取締役の職務執行、内部統制等についての監査を行います。

・当社は、監査役の機能強化を図るべく、監査役室を設置し、評価、配属について取締役会の直接の支配を受けない専任の監査役補助者を配置します。

<3> 会計監査人

・当社は、当社と特別の利害関係のない新日本有限責任監査法人に委嘱しています。

<4> その他

・当社は、取締役会の諮問機関として、役員の選任および処遇の透明性を確保するために、委員の過半数を社外取締役とする「指名・報酬委員会」を設置しています。委員長は、社外取締役である委員の中から委員の互選によって選任します。指名・報酬委員会は、役員の選任方針および選任基準を定め、候補者案を決定するとともに、役員の評価ならびに報酬体系および報酬について取締役に勧告するほか、主要子会社の役員の選任ならびに処遇についても関与します。

・当社は、取締役会の諮問機関として、当社グループの資産運用力を向上させるために、委員の過半数を社外取締役とする「資産運用委員会」を設置しています。委員長は、社外取締役である委員の中から委員の互選によって選任します。資産運用委員会は、グループ資産運用方針の策定および資産運用状況の評価等に関与します。

・当社は、取締役会の効率性および実効性を向上させるべく、当社および当社グループの重要な業務執行に関する事項について協議する機関として、経営会議を設置しています。また、専門性の高い課題については、経営会議の諮問機関として課題別委員会を設置し、協議します。

・当社は、経営陣が、事業計画や経営活動等について適時・適切に正確な情報をステークホルダーの皆様に提供し、説明責任を果たします。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	<p>当社は新設会社であるため、該当事項はありません。</p> <p>なお、株主総会招集通知の早期発送、集中日を回避した株主総会開催日の設定、電磁的方法による議決権の行使を可能とするよう、取り組んでいく予定です。</p> <p>また、ホームページへの招集通知の掲載、招集通知の英訳版の作成を行い、株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に努めていく予定です。</p>

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、年度決算発表後および中間決算発表後に説明会を実施します。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	米国、欧州、アジア等の海外機関投資家を年1回以上訪問します。	あり
IR資料のホームページ掲載	<p>IRに関するURL: http://www.nksj-hd.com/ir/</p> <p>ホームページに掲載している投資家向け情報: 株価情報、株価時系列データ、株式情報、配当情報、格付情報、IR説明会資料(動画含む)、ディスクロージャー誌、CSRレポート、アニュアルレポート、財務情報、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知、決議通知、主要子会社の月次営業成績速報などを掲載します。 (英語版資料の掲載もあります。)</p> <p>ホームページ掲載のほかアナリスト・機関投資家など向けにニュースリリースなどのメール配信も実施しています。</p>	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	<p>IR担当部署: 経営企画部に専任者を配置しています。</p> <p>IR担当役員: 取締役常務執行役員 山口 裕之</p> <p>IR事務連絡者: 経営企画部 原 伸一 TEL: 03-3349-3913</p>	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「NKSJグループの経営基本方針」において、ステークホルダーとの積極的な対話を通じて、企業としての社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献することを明記しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>「NKSJグループの考えるCSR(CSR基本方針)」において、気候変動や生物多様性などの環境問題の解決に向け、企業としての社会的責任(CSR)を果たしていくことを明確にしています。</p> <p>CSRに関する情報開示は、ディスクロージャー誌、ホームページおよび主要グループ会社のCSR報告書を通じて行っています。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コーポレート・ガバナンス方針」において適時・適切・公平に正確な情報を提供することを定め、ステークホルダーに対して必要な情報を正確・迅速に提供することに努めています。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

□内部統制システムについての基本的な考え方および整備状況

当社は、NKSJグループの業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、次の基本方針を取締役会において決議し、内部統制システムを構築します。なお、本方針に基づくグループの統制状況について適切に把握および検証し、体制の充実に努めます。

1. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社およびグループ内会社の業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

- (1)株式会社損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険株式会社(以下併せて「主要会社」といいます。)と経営管理契約書を締結し、適切に株主権を行使するとともに、原則として、主要会社を通じてその傘下のグループ内会社の経営管理を行います。
- (2)主要会社の事業戦略等、グループの経営に影響を与える重要事項に関する承認制度および報告制度を整備するとともに、グループの統制の枠組みを定める各種基本方針を策定および周知し、これに則った体制の実効性に係るモニタリング等を実施することで、適切に経営管理を行います。また、グループ内会社に、事業実態に応じた基本方針・規程等を策定させ、これに基づく体制を整備させるとともに、その整備状況を管理することとします。
- (3)経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、社外取締役への的確な情報提供等を通じて経営論議の活性化を図り、グループ全体の経営管理等に関する重要事項の経営判断の適正性を確保します。
- (4)重要なグループ内の取引、業務提携、事業再編等を適切に把握および審査し、グループ内における取引等の公正性および健全性を確保します。

2. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社およびグループ内会社の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

- (1)当社およびグループ内会社において、取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて、取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。
- (2)グループのコンプライアンスの基本方針およびコンプライアンス行動規範を定めるとともに、グループ各社(当社を含みます。以下同様とします。)において、グループの役職員の行動基準として、コンプライアンス・マニュアルを整備し、これらの周知徹底を図り、これに基づく教育および研修を継続して実施します。
- (3)コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス課題への対応計画等を定めるコンプライアンス・プログラムの進捗を管理します。また、コンプライアンス委員会において、グループのコンプライアンスの推進体制・方法等について協議し、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行います。
- (4)当社およびグループ内会社において、不祥事件等の社内の報告、内部通報、内部監査等の制度を整備するとともに、是正等の対応を的確に行います。
- (5)顧客の保護を図るため、グループの基本方針を定め、顧客情報の管理を適切に行うとともに、利益相反等の顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の管理を適切に行います。
- (6)反社会的勢力との関係遮断、対応する組織体制、外部機関との連携等について定める反社会的勢力への対応に関する基本方針を策定し、グループ全体で反社会的勢力に毅然として対応します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社およびグループ内会社のリスク管理を適切に実行するため、リスク管理に関する基本方針を定めるとともに、これに基づく規程を整備し、次のとおり、リスクの把握、評価、適切なコントロールおよび発現の際の対応を的確に行う体制を整備します。

- (1)リスクを十分踏まえた経営を行うため、グループに内在する各種リスクおよびグループ内のリスクの波及等のグループ体制特有のリスクを管理する部署を設置し、統合的に管理します。また、リスク管理委員会を設置し、リスク管理体制・方法等について協議するとともに、リスク管理状況のモニタリングを実施します。
- (2)リスクに見合った十分な自己資本を確保するため、特にグループの経営に影響を与える各種リスクを統一的な尺度で計り、これを統合して、経営体力と比較して管理します。
- (3)グループ内会社に、それぞれの業務内容、規模、特性に応じたリスクの把握および評価を含むリスク管理に関する枠組みを整備させるとともに、当社の承認を要する事項および当社への報告を求める事項を定めます。
- (4)大規模自然災害等の危機発生時におけるグループの主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備し、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。

4. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社およびグループ内会社の取締役、執行役員および使用人の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備ならびに指揮命令系統の確立を行います。

- (1)グループの重要な業務執行に関する事項について経営会議で協議し、取締役会の効率化および実効性の向上を図ります。
- (2)グループ各社において、取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにするとともに、これに整合するよう執行役員等の決裁権限を定めます。
- (3)グループ各社において規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を定めます。

5. 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

当社は、当社の連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するために、グループにおける財務報告に関する内部統制の整備・運用および評価に関する枠組みを定め、グループ各社において必要な体制の整備を行います。

6. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、当社およびグループ内会社の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、グループ各社において、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役および執行役員の職務執行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。

7. 監査役の監査に関する体制

7-1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、監査役室を設け、監査役の求めに応じ、必要な知識・経験を有する専属の者を監査役スタッフ(監査役の職務を補助すべき使用人)として配置します。また、監査役スタッフに関する規程を定め、次のとおり監査役スタッフの執行からの独立性を確保します。

- (1)監査役スタッフの選任、解任、処遇の決定等にあたっては常勤監査役の同意を得ることとし、監査役スタッフの人事上の評価は常勤監査役の同意を求めることにより、取締役からの独立性を確保します。
- (2)監査役スタッフはその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および執行役員等から指揮命令を受けないこととします。

7-2. 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、監査役会の同意を得て、取締役、執行役員および使用人が監査役に報告すべき事項(職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を含む)および時期を定めるとし、取締役、執行役員および使用人は、この定めに基づく報告その他監査役の要請する報告を確実に実行します。また、監査役が当該定めのない事項について報告を求めるときであっても、速やかに対応します。

(2)監査役が取締役または執行役員の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役または執行役員は、指摘

事項への対応の進捗状況を監査役に報告します。

7-3. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、監査役が主要会社の監査役と連携した監査の実行、グループ内会社への監査結果の報告の要請等、グループ内会社の監査を実効的に行うために必要な連携体制を整備することを、支援します。

(2) 当社は、監査役が経営会議その他重要な会議へ出席し、意見を述べる機会を確保します。また、監査役が取締役、執行役員、内部監査部門および会計監査人ならびに主要会社の代表者および監査役との十分な意見交換を適切に行う体制を整備します。

8. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、グループ各社の内部監査の実効性を確保するため、内部監査部門の被監査部門からの独立性、内部監査の計画および実施、グループ内会社の内部監査に関する遵守義務等に関する事項を内部監査の基本方針に定め、これに必要な体制を整備します。

□反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

当社は、反社会的勢力の関与を排除し、被害防止を図るため、「NKSJグループ 反社会的勢力への対応に関する基本方針」を策定し、反社会的勢力の遮断に関する情報の一元管理、対応する組織体制、外部連携等に関する事項を定め、グループ全体で市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係の遮断を徹底する体制を整備します。また、グループのコンプライアンス行動規範において、同勢力に対し、組織として対応し、毅然とした態度で臨む旨を定めています。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

NKSJホールディングス

